障がい者当事者講師の会

* * * * * * * * *

すぶりんぐ

会報 通算第12号 2017年11月発行

代表からの会報ごあいさつ

代表 牧野准子



今年も後、残すところ 1 ヶ月になりました。1 年の計は元旦にありとか、終わりよければすべて良しなどといいます。一年を振り返ってみて、色々なこともありましたが年の終わりに何事も無く過ごすことが出来ていることがありがたいことなのかもしれません。

新年が明けて、目標を持つことや夢を持ってスタートできることも、大切なことなのかもしれません。皆さんにとって、来年はどんな目標がありますか。私は出来るだけ難病の進行を抑えれるように、一日一回は笑えるようにしたいです。鏡を見て笑顔を作るだけでも免疫力が高まるそうです。まだまだ、やりたいことがたくさんありますので元気でいなくてはなりません。

障がいがあると不自由なこともたくさんありますが、障がいがあるからこそ分かることや、伝えたいこともたくさんあります。人は人と関わっていなければ生きていけません。孤独が一番辛いと思います。障がいを持って地域で暮らすことは、人と関わることが不可欠です。お互いに理解し合えるように、障がいのあるなしに関係なく、思いやりや歩み寄る心も持っていたいですね。

今年、すぶりんぐでは札幌市の職員さんに講師としてきて頂き、「障がいのある人が震災に遭ったらどうするべきか」をお話し頂き、皆で考える良い機会になりました。

人ごとでは無く、我がこととして日頃から考えて、準備しておくことや地域との繋がりを持っていかなければならないことも再認識しました。

地域でともに暮らすこと~もう一度自分たちに出来ることを考えてみたいと思います。

これから、札幌は雪の中での暮らしになります。お身体や安全に気をつけて元気でお過ごし下さい。

▼すぷりんぐで研修会を行いました▼



研修会の内容は『障がいのある方の災害への備え』について、札幌市より障がい福祉課にお願いをしお話しして頂きました。

18名の参加して頂きました。

障がい種別ごとの災害への備えなどをお話をして頂きました。お話しの中で札幌市では『避難 行動要支援者名簿』というものがあると聞きました。

これは札幌市が身体障害者手帳 1 級・2 級、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害 A、精神障害者 手帳 1 級、要介護認定を受けているなど方の名簿があり、町内会・自治体など、避難支援等関係 者に名簿提供できるシステムがあるそうです。

町内会・自治体などが札幌市に申請され名簿提供されるそうです。その際に札幌市から本人へ 登録名簿の同意の確認をされます。

ただ、町内会独自で行ってるところもあるようです。

課題として『避難行動要支援者名簿』がまだあまり浸透していないことが大きな課題だと思いました。

改めて災害時の事を知る良い時間になりました。

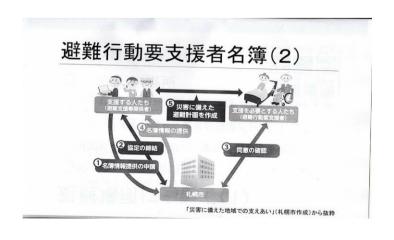
障がい福祉課 渡辺様、ご協力頂いた豊平区地域福祉課 小野寺様、ありがとうございました

避難行動要支援者名簿(1)

〇災害が起きたときの避難に特に支援を必要とする人の名簿 情報を札幌市が町内会などの団体に提供

避難行動要支援者(支援が必要な人)	・身体障害者手帳1~2級 ・視覚障がい、聴覚障がい ・療育手帳A、精神保健福祉手帳1級 ・要介護認定を受けている など
避難支援等関係者 (支援する人)	・町内会、自治会 ・連合町内会 ・地区福祉のまち推進センター運営委員会 ・マンション管理組合 など

左上の図の資料は、「要行動支援者 名簿(1)」左下が「避難行動支援者 名簿(2)」となります。



《災害対策研修会に参加して感じたこと》

今田 雅子

災害に備えて何が必要か、自分にできていないことがはっきりわかり、大変ためになる内容で した。講師のお二人とこの研修会の企画をしてくださった役員の皆様、ありがとうございます。 備蓄3日分は大変ですが、まず1日分からならやってみようかなと思いました。

災害時要配慮者避難支援は、市内全域の町内会などがカバーされるまでには時間がかかりそうです。住んでいる地域の避難訓練などに参加してみたいと思っていますが、待っているだけではダメなのだと思いました。自分たちにできることは、町内会やご近所とつながりを持って何かあった時に思い出してもらえる関係を普段から築き、積極的に必要なことを伝えていくことだと思います。

避難所には、いろんな種類があることもわかりました。阪神、東日本、熊本と大きな地震が続き、他人事ではないと感じています。障害者が避難所でどのような生活ができたのか、できなかったのか、よく知って今後の対策に役立ててもらいたいと思っています。それぞれ障害によって必要な支援は違いますので、気がついた人が伝えて、万が一の災害の時にも安全が確保されるように変えていければ良いなということを思いました。



《震災のこと忘れていました》

佐々木 正好

私は今回"すぷりんぐ災害対策研修"に参加してたくさんの事を学びとても勉強になりました. 講師のお二人には感謝いたします。

私は記憶が薄れていた事を思い出しました。今から22年前(1995年・平成7年)の1月17日火曜日午前5時46分、国内史上初の震度7が観測されました。関連死を含めて死者が6・432人、住宅被害が639・686棟(重症者は10・683人)、焼けた家は7・574棟(全焼は7・036棟)の大震災。

2月14日、政府は「阪神・淡路大震災」と呼称を決めました。死者の内訳は窒息、圧死が77%で高齢者に被害が集中し、神戸市では60歳以上が59%でした最も死者が出たのは東灘区で・469人でした。

当時私が勤務していた職場に大阪の神戸市東灘区に姉妹が住んでいる方が毎日のようにボランティアで仕事を手伝いに来ていました。

私は連日のニュースで知っていて痛恨の思いをした。又、この震災で新装開店の大阪では 有名なお好み、たこ焼き、アップルパイ店も全壊して妻の実家がある北海道の地方でお店を 再開したが妻が重い病気になり通院が困難になり東区でお店を再開した。こんなに身近に被 害者がいたのに関わらず。

一方、東北大震災では死者数の約6割が65歳以上の高齢者であり、障害者の死亡率は被災者の約2倍、消防職員等の死者・行方不明者が281人、民生委員は死亡・行方不明56人でした。

そこで政府は2013年(平成25年)に災害対策基本法の一部を改正し、同年8月に全面的に改定し「避難行動要支援者の避難行動支援関する取組支援」を策定し「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村長に義務付けました。

阪神・淡路大震災では長期にわたる避難生活で障害者、高齢者、妊婦は健常者と同じ施設では生活が困難だったり、救援物資が十分に行き渡らなかった。車いす用トイレが完備されていなく倒壊しそうな自宅へ戻ったり、避難場所で孤立したりした。こうした教訓から、国は1990年(平成8年)、要支援者の支援策として福祉避難所の考え方決め、2007年(平成19年)の能登半島地震で初めて設置されました。

2008年作成の厚生労働省のガイドラインでは「小学校区一カ所程度の指定をうたっている」。

神戸市ではライフラインの水道が復旧したのは3カ月後でした。90%の126万6000戸が断水復旧まで90日・電気は260万戸で復旧まで6日・ガスは85万2900戸復旧まで84日・下水道は復旧まで93日・電話は10万1660回線故障で復旧まで140日一瞬で途絶えた。

様々な分野でボランティア活動が活発になりこれらの団体が簡易な手続きで法人格が取得 出来るように、特定非営利活動法 (NPO法)が生まれた。

その後、2013年(平成25年)8月に策定された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を受けて、東日本大済災の教訓を考慮し、『福祉避難所設置・運営に関するガイドライン』2008年(平成20年)6月を改定・修正し2016年(平成28年)内閣府(消防担当)より新たなガイドラインが交付された。

大変重要なのは福祉避難所の周知徹底3・1項では「市町村は、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を住民に周知する。特に、用配慮者及びその家族、自主防災組織(町内会、自治会等)、支援団体に対して、周知徹底を図る」と成っているが残念ながら北海道では苫小牧市のみ福祉避難所の公開し札幌市は何故か不明だが公開してはいない。

8・2項では知識の普及啓発「市町村は、災害時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、平時から要配慮者本人やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者等に、要配慮者対策や防災対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及する」と膨大なきめ細かなマニュアルが策定されている。

この内容は当事者である私たちと家族には必読であります。

これらのガイドラインは"人間を救うのは人間だ"。2008年(平成20年)日本赤十字社のチームが作成した「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」が応用されています。



~研修会の様子~











ヘルプマークの普及にご協力ください

寺地 惠子

札幌市と北海道が、遂に10月からヘルプマークの配布を開始しました。

札幌市ではおよそ一万個を準備しましたが、3週間ほどで、地下鉄駅によっては、品切れのと ころも出ているようです(11/10 現在)区役所などには、十分在庫は有るそうですが、ヘルプマ 一クを必要としている人が、予想を超えるほど大勢いるという事でしょうか。

ヘルプマークとは、外見からは分かりにくい障がいのある人が、カバンなどに付けて、乗り物 に乗るときなどに周囲に支援を求めやすくなるマークです。

東京都が2012年から利用を始めていますが全国的にも、まだまだなじみの薄いマークで す。

その中で今回札幌が、品切れするほどのスピードで浸透したのは、関心の高さの表れと、思い ます。この勢いのままに、ぜひ支援をしてくださる側の方々に、ヘルプマークの存在と、意味を 知ってほしいと思います。

その為に私は、見えない障害がある当事者の立場で、「北海道でヘルプマークを広げよう~真

っ赤なマークを知ってっ会~」というグループを作り、社協にボランティア登録しました。そして病院や薬局に啓発ポスターを貼ってくださるようにお願いをするという、活動をしています。 現時点では、なかなかヘルプマークの啓発ポスターを、街中で見かけることはありませんが、誰もが当たり前にヘルプマークの意味を知っている日がくることを、願っています。

何の経験も実績もない私が行動に移せたのは、すぶりんぐの皆さんから大きな勇気を貰ったからです。自分の障がいを、講師として人前で話すのは、ある意味自分の弱さをさらけだすことでもあり、大変勇気のいることです。その勇気がのり移ったとしか思えません(笑)不安な思い、不便な思い、でも諦めない気持ちを、伝えなければ伝わらない、伝えればきっと理解しあえる、と思います。

最後にもう一度お願いします。どうか「ヘルプマークをしってかい?」と話題にして頂けたら、嬉しいかぎりです。



◆介助犬認定を終えて

我妻 進之

平成29年9月26日、訓練犬グレープは介助犬、私は介助犬使用者として認定を受けました。 今回は訓練の話を踏まえて書かせて頂きます。ただ、補助犬の育成団体は数十あり、私の記載は あくまでも日本介助犬協会のものですので、全ての育成団体にあてはまらない事をお伝えいたし ます。

訓練は介助動作は勿論ですが、犬の管理を重点に進めていきます。補助犬は身体障害者補助犬法により、不特定多数の公共施設、交通機関、ホテル等の宿泊施設、店舗への同伴が認められています。

しかし、残念な事に同伴拒否の話はまだまだあります。 法律で認められているので同伴が拒否出来ない話は多く見られま すが、何故法律で認められているのかは触れられていません。

身体障害者補助犬方法には

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。



第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴 し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようそ の行動を十分管理しなければならない。

と、明記されています。

なので、使用者は同伴が認められるわけです。

よく補助犬は排泄を我慢させられるといわれますが、実際は排泄サイクルに合わせて排泄を促 したり、私の場合公共交通機関や施設を利用する事が多いので、利用前にトイレを促す習慣がつ







きました。合同訓練中も乗車訓練、繁華街での歩行訓練、パブリック訓練前に促して開始します。

名古屋での訓練

ここで他人の迷惑をかけない管理を徹底的に行います その結果、パラスポーツでの遠征で苦労しなくすんでいます。







左はフェリーでの寝台ルームですが、自分の寝台には勿論のせません、同様に右側のホテルでもベッドに乗ることはありません。バスや JR 等では他のお客さんと接する面積を少なくする位置どりも考えます。

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

管理といえば衛生管理も重要で、ブラッシング、湯ぶき、耳掃除、歯磨き、お風呂をそれぞれのサイクルで行っています。自身が行うのは犬の健康管理がそこで出来るメリットがあるからです。補助犬などの使役犬は働かされてるから寿命が短いと言われることもありますが、実際はこのように健康管理されているので、ペット犬より長いデータも存在します。





お風呂講習と実際に乾燥させてる所

約4か月これら訓練を終えて第三者機関である名古屋市総合リハビリテーション事業団の認定 試験を受けて現在にいたります。

決して楽な道のりではありませんでしたが、それらを乗り越えての今ですので、「私は法律に 乗っ取った管理ができる。だから受け入れて下さい」と実際に言えるわけです。





認証試験と認定証の授与

まだまだお伝えしたい事はありますが、いずれの機会にしたいと思います。



青木洋子さん作(すぷりんぐ会員) 4コマ漫画

発達障がいの女の子のはっちゃん、この4コマ漫画は、はっちゃんの日常生活のワンシーンを表現しています。この4コマ漫画の主人公のはっちゃんを通して、発達障がいがどんな障がいなのか、知ってもらえたらと思います。



<4コマ漫画の内容>

4コマ漫画は2つあります。

1つ目の漫画のタイトルは『あうんの呼吸』。

男性に灯油を入れて貰っているはっちゃん、入れてもらっている男性に「ほら、もう少し向こう行ってそっち支えて」と言われるが、どのぐらい下がればいいのか?どっちの方向に行けばいいのか、方向がわからず、もう少し具体的に言ってくれたらいいのにと思うワンシーン。

はっちゃんは『あうんの呼吸が出来ない。』のです。

2つ目の漫画のタイトルは『団体バスツアー』。

「◎口へ行きたい人は向こうのバスに乗り換えてください。」とバスの運転手さんに言われたはっちゃんは、別のバスに乗り換えたのですが、しかし、後で「乗り換えたら言わなきゃ駄目でしょう!こういう時は言ってくれないと!人数が合わないと出発出来ないですよ!」と怒られることになる。バスを乗り換えたことをわざわざ言わなくてもいいと思ったはっちゃん。こういう時、周りの状況が読めず、トラブルを引き起こすことも。はっちゃんは『判断能力が弱い』のです。

【注】全ての発達ちゃんにあてはまる訳ではありません

▽八田多伊子さんの図書ご紹介▽

モルモットタイちゃん





【内容紹介】

ベージェット病か?キャリアウーマンと して将来を期待されていた著者。

ところがある日、いまだに病名のわからない難病に罹患。

入院し検査に次ぐ検査のモルモットのような辛い日々。その不安と寂しさに襲われる中でも、明日への希望を持ちながら生きる日々と入院光景を点描する。娘の絵とのコラボでつづる、感動の交換闘病日記。

読んでみたいという方は、代表の牧野さんにお問い合わせ下さい。

すぷりんぐ レクレーション事業部より

忘年会のご案内

今年2017年も残すところ1ヶ月となりました。皆様何かと慌ただしい毎日を過ごされていることと思います。

すぷりんぐでは、今年1年の締めくくりとして忘年会を開催することになりました。 おいしいものを食べて、飲んで、ワイワイとおしゃ

べりして、1年の労をねぎらいましょう。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

【日 時】 12月9日(土) 13:00~15: 00まで

【場 所】 海鮮 居酒屋 一松 魚力 札幌市中央区大通西4丁目1 新大通ビルB2F

電話番号 011-272-0730

道案内:地下鉄大通駅3番出口直結、北洋銀行ATMコーナーの隣り 地上からは大通公園南側に面した4丁目西側にある商工中金&NEC のビル地下2階

【会 費】 3980円 120分飲み放題 料理諸々

※ 会費は、当日会場にて納めてください。

申し込みをしていて、2日前までに連絡なしで欠席の方は会費をいただきますの でご注意下さい。

出席の連絡は、<u>12月5日までにご連絡(山科さん</u>090-3892-1606) ください。



「障害者の日」にふと思うこと

高橋 めぐみ

皆さん、いきなりですが『障害者の日』という日の存在をご存じですか?

私も詳しいことはよく分からないのですが、『障害者の日』は、1975年12月9日、国際連合の第30回総会において「障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、市民と同等の基本的権利を有する」という障害者の権利に関する決議(障害者の権利宣言)、国連総会決議

(3447)が採択された日とのことです。

そして、1981年11月28日に、国際障害者年を記念し、日本の厚生省国際障害者年推進本部が12月9日を『障害者の日』とすることを決定されたとのこと。

しかし、障害者基本法には12月9日を、『障害者の日』とすることが法律上定められたのですが、2004年の同法改正により、国際障害者デー(12月3日)から12月9日までの1週間を障害者週間とすることが法定されたため、現行の障害者基本法には『障害者の日』の名称は残されていないのが現状です。

私が初めて『障害者の日』の存在を知ったのは、早いのか遅いのか…自分でもよく分からないのですが高校2年生の頃、テレビのニュース番組を見ていて「そっか、そういう日もあるんだなあ~」と、まるで半分他人事のように思ったのがきっかけです。

当時の私は、障害があるため他のみんなとのペースについていけないだろうという、学校側の判断で、高校時代の思い出の1ページを飾ることになる奈良・京都の修学旅行に行けず、どことなく「私は他のみんなとは違う。どんなに頑張っても、みんなと私の間には見えない壁がある。」という疎外感を感じて学校生活を送っていました。

そしてみんなと自分の間にある、見えない壁がきっと「障害者」と「健常者」を区別させるものと、高校生ながらも感じていました。

そんな時『障害者の日』の存在を知り、「私も障害者の一人、周りの人達からどのように見られているのだろうのか?そもそも障害者のことを、みんなにどのように思われているのだろうか?」と疑問に思い始め、当時通っていた高校の先生に「12月9日は障害者の日ですが、先生は障害者についてどのように思いますか?」と問いかけてみたのです。

するとその先生は、いきなり突拍子のない質問をしてきた私に、このように返答をしてくれた のです。

「障害者だけ特別な日を制定するのは賛否両論があるけれども、この世の中、そういう日を設けないと、障害者のことをみんなに浸透しないのではないかと思う。」と。

そして続けて、「ボランティアという言葉が最近は使われているようですが、本当に大切なことは自分達が出来ることを自分達が出来る範囲で助ける。例えば困った人を見たら、出来る範囲で助けることが、本当の意味でのボランティアではないだろうか。」とボランティアについても、思うところを返答してくださったのです。

あれから20数年、今では国や各自治体では、ボランティア育成に力を入れ、様々な分野で年代も性別も、職業も違うボランティアさんが活躍されています。もはやボランティアの方々がいないと、社会は機能しないぐらい重要な役割を担っています。私達も、日頃何かとお世話になっているボランティアの方々には感謝してもしきれないぐらいです。

そして、障害者の存在も私が高校生の頃に比べると、ずいぶん高まってきました。地域の学校に通い、地域の中で生活をする、これが珍しいことでも何でもなく普通のこととして浸透されつ つあります。

もっと障害者の声を聴く機会を設けて、障害者のことを知り、共に地域で過ごしていける社会 が当たり前の社会になっていくことを願わずにいられません。

私は国連のことや難しい法律などは分かりませんが、きっと障害者の権利は、障害の有無に関わらず人間が生きていくために必要不可欠な内容だと思います。

難しいことは分からなくとも、12月9日『障害者の日』のことをもっと多くの人達に知って欲しい。そして、欲を言えば12月9日を休日に制定して欲しいと思うのでした。



《編集後記》

- ・鮮やかな紅葉の季節も過ぎ、気がつけば窓の外は雪景色。これから長い冬の始まりです。冬は 大変なこともたくさんありますが、忘年会、クリスマス、そしてお正月と美味しいものがたく さん食べる機会が多く、日頃なかなか会えない人達との交流の機会も増え、楽しいひとときを 過ごせる絶好の機会です。気ぜわしい年末の時期でもありますが、毎日に楽しみを増やしなが ら過ごしたいものです。
- ・この編集後記を書いている時、ふとテレビの画面に目を向けると、日本ハムに入団予定の清宮 幸太郎くんの映像が飛び込んできました。テレビの映像には「日本ハムでどんどん頑張って、 ホームランを打ちたい」というコメントとともに、力強いガッツポーズを行なう姿が。来年の 清宮選手の、そして日本ハムの活躍を期待しながら見守っていきたいですね。
- ・今年最後のすぶりんぐの会報の担当をさせていただきました。今回は会員の方々の生の声が多く、新鮮味あふれる会報が発行出来ました。来年も皆様からの生の声や、行事に参加した感想やご意見なども、ぜひ事務局にお気軽にお寄せください。それでは皆様、良いクリスマスを、そして良いお年をお迎えください。(め)

事務局が移転しました!

障がい当事者講師の会 すぷりんぐ事務局

〒006-0835 札幌市手稲区曙5条2丁目7-30-402 我妻宅 TEL 090-2271-5181 FAX 011-644-0334

ホームページ http://spring-hokkaido.jimdo.com/

フェイスブック https://www.facebook.com/spring2013hokkaido

メールアドレス spring/hokkaido@gmail.com



- ■障がい当事者講師の会 すぷりんぐでは、新しい情報も次々更新しておりますので、どうぞご覧ください。(ホームページ・フェイスブック担当 大谷 哲也さん)
- ■今後、パソコンのメールアドレスをお持ちの方には、メールにて会報やご案内を送付させていただきます。経費の都合上ご理解ください。(どうしても紙面でなくてはいけない方は、お手数ですが事務局までご連絡ください)